

死亡に関する手続き（届出等の準備）

死亡後に必要となる手続きには故人やご遺族のことを証明する住民票の写しや戸籍謄本等が必要となる場合があります。住民票の写しは住所地の市区町村で、戸籍謄本等は本籍地での発行となります。大田区では、本庁舎1階戸籍住民窓口および特別出張所（区内18か所）で発行しています。なお、請求の際は、本人確認書類（本人の資格確認書・健康保険証・運転免許証等）の提示が必要となります。

住民票について

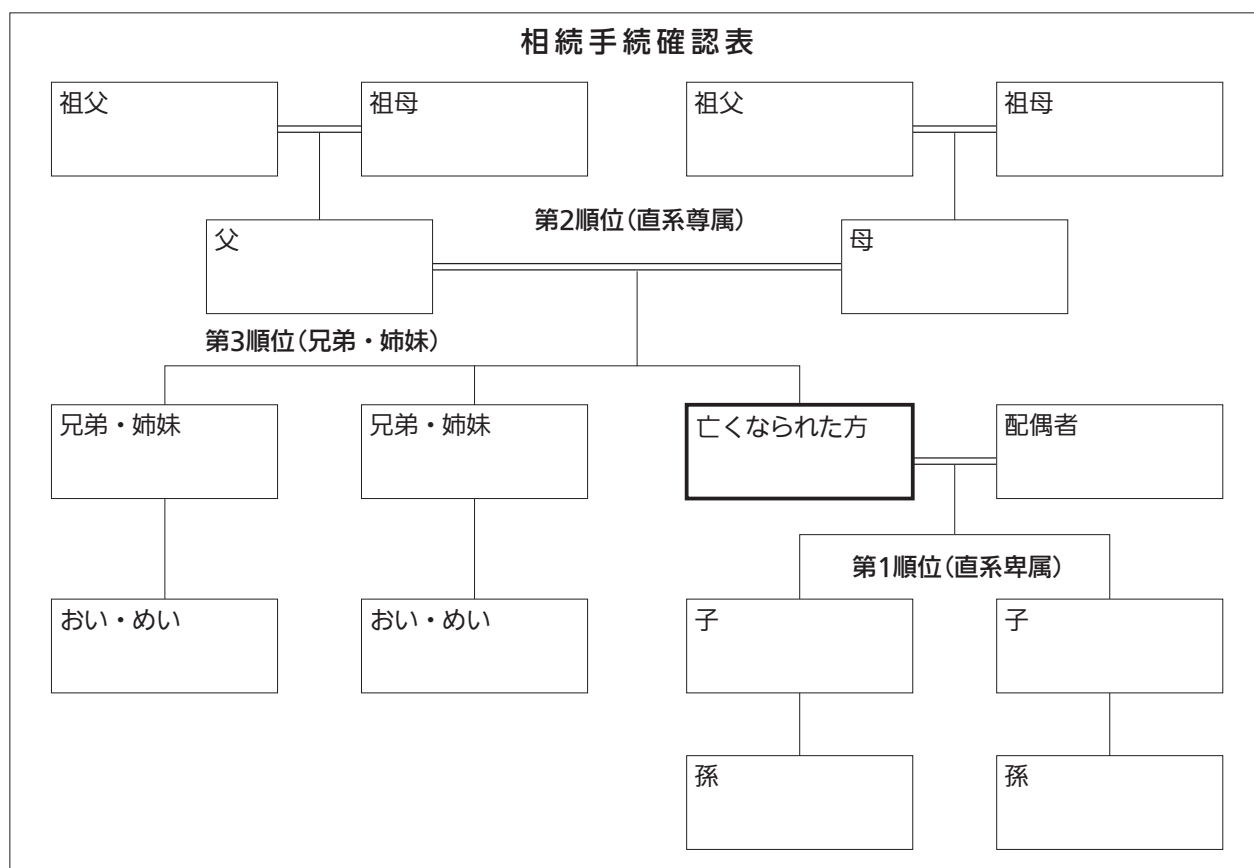
住民票とは、市区町村の住民について、個人か世帯単位に氏名、生年月日、性別、世帯主の氏名と世帯主との続柄、戸籍の表示、住民となった年月日、住所、届出の年月日、従前の住所などを記載したものです。故人の住民票の写しを請求する場合は、申請理由、目的が分かる書類の提示をお願いしています。

住民票の世帯主

死亡後に必要となる手続きには、故人が、住民票の世帯主か世帯員かによって異なる場合があります。世帯主とは、世帯を構成する者のうち主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められる者です。

戸籍について

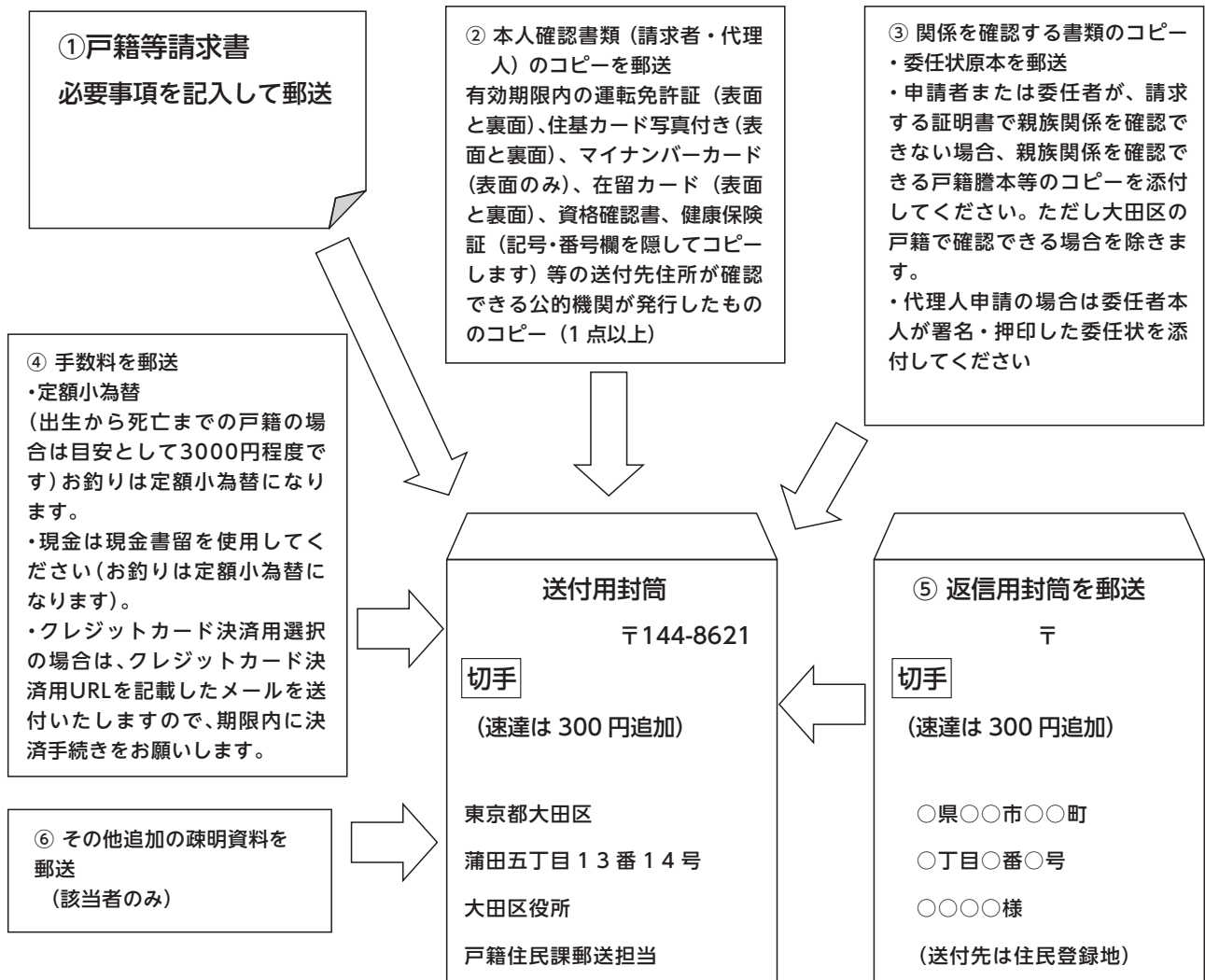
戸籍とは、夫婦及び氏を同じくする子を一つの単位とし、個人の出生、婚姻、養子縁組、死亡などの身分上の重要な事項を記録し公証するものです。戸籍のある場所を本籍といいます。戸籍謄本等は、身分関係や親族関係の証明書類として、各種申請手続きに利用されています。



*相続手続きの場合、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等の提出を求められることがあります。

*金融機関等では法定相続情報証明制度（P6参照）を活用した法定相続情報一覧図の写しの提出で手続きできる場合もあります。

郵送による戸籍等の請求方法



（※1）戸籍等の請求について

請求できる戸籍は、戸籍に記載されている方、戸籍に記載されている方の配偶者・直系の親族です。その他の方の第三者請求は権利行使・義務履行等の詳細、提出先等を記入し疎明資料を添付してください。

（※2）附票の写しについて

請求者（代理人からの請求の場合、委任者）から見て、戸籍の附票に記録されている方が本人・配偶者・直系親族ではない場合、第三者請求の理由・目的に加えて本籍・筆頭者の記載を必要とする場合、理由・提出先についても請求理由の欄に詳細にお書きください。

（留意事項）

- ① 申請書を投函してから証明書がお手元に届くまで10日以上かかる場合があります。お急ぎの場合は速達等もご検討ください。
- ② 発行可能な証明書の種類は、個人情報の関係から事前に調べることができませんので、ご了承ください。
- ③ 携帯電話のドメイン指定受信をされている場合は、必ず「@city.ota.tokyo.jp」を追加指定してください。
- ④ 1か月以内に戸籍の届出（出生、死亡、婚姻等の届出）をされた方は、請求理由・使用目的のその他の欄に「〇〇届を〇年〇月〇日に〇〇市区町村に提出」とお書きください。

申請書ダウンロードページはこちら ⇒



（連絡先）戸籍住民課郵送担当戸籍班（戸籍関係）

電話：03-5744-1233

戸籍住民課郵送担当住民班（戸籍の附票・住民票等）

電話：03-5744-1676

委任状

各種手続きにより手続きをできる方(申請者)が決まっています。

申請者(ご遺族の代表者や法定相続人など)が窓口に来所できない場合は、代理人(委任状を持参)が手続きができる場合があります。

死亡に関する戸籍・年金手続・税証明関係用

(葬祭費の申請には、原則必要ありません。)

記入される前にお読みください。

※必ず委任者が代理人、委任事項を自書・押印し、原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

委 任 状

(宛先) 長
年 月 日作成

委任者(頼む方)

住所

氏名

印

(生年月日 年 月 日)

日中の連絡先電話番号

—

—

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方)

住所

氏名

委任者との続柄()

※代理人の方は、本人確認書類を、ご持参ください。

委任事項(委任する事項に☑を付してください)

- ☐ _____の死亡に伴う未支給年金又は遺族年金の請求及び相続手続きに必要なとなる戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- ☐ 国民年金・厚生年金に関する手続き()
- ☐ 税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限
- ☐ 遺族年金用：課税・納税(非課税)証明書
- ☐ 相続登記用：固定資産評価証明書
- ☐ その他()

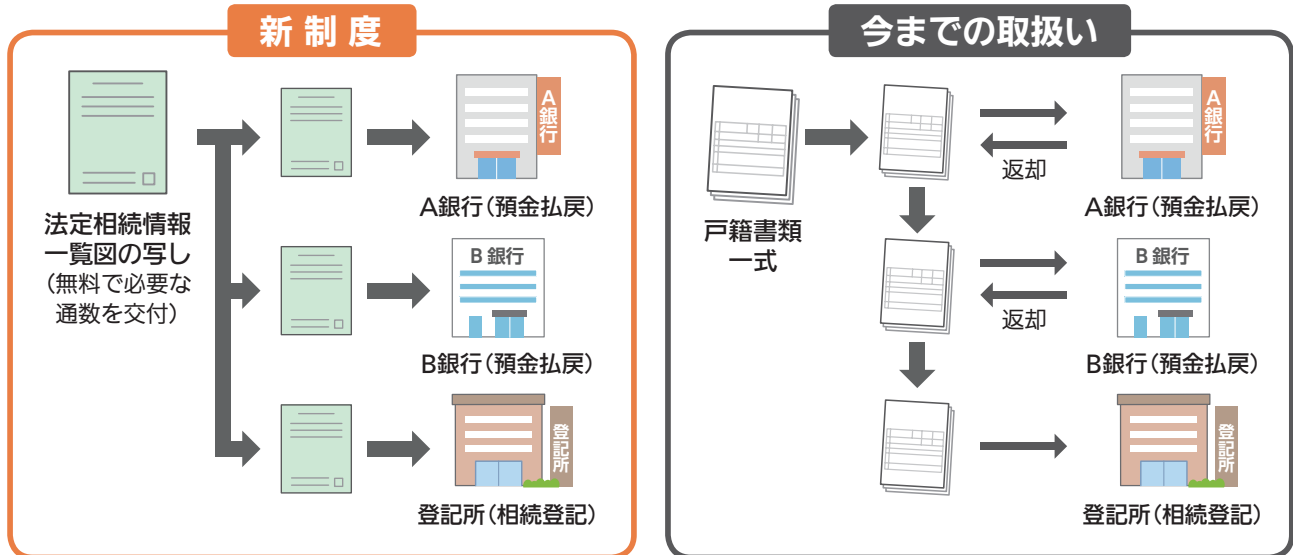
(注) 相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資産評価証明書が必要です。
固定資産評価証明書は、毎年4月1日に最新年度が替わります。
申請の際に必要な添付書類は、各申請窓口にお問い合わせください。

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート! この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本等を何度も出し直す必要がなくなります(※1)。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。制度に関する詳細は、法務局 相続登記義務化で検索してください。

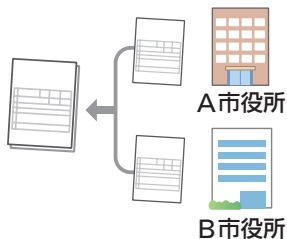
※1 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



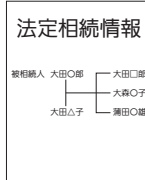
制度の概要

① 申出(法定相続人又は代理人)

- ①-1 市区町村の窓口で戸籍謄本等を収集します。



- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。



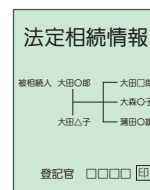
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント 預金口座がいくつもある場合にお勧めです。
手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

② 確認・交付(登記所)

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸籍謄本等の返却



ポイント 時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家(※2)に依頼することも可能です。

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

③ 利用

- ③-1 各種相続手続きへお使いください。

戸籍謄本等の代わりに各種手続きにおいて提出することが可能に

未来につなぐ相続登記

不動産の相続登記
をお忘れなく!

次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続きは、法務局ホームページでもご覧いただけます。

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html

〈問い合わせ先〉

東京法務局民事行政部不動産登記部門 ☎03-5213-1330
東京法務局登記電話相談室 ☎03-5318-0261
東京法務局城南出張所 ☎03-3750-6651
大田区鵜の木二丁目9番15号